

マイホームローン「家物語」説明書

ご希望に合わせて、変動金利か固定金利かのご返済プランがご選べいただけます。

	変動金利型住宅ローン (あましん住宅ローン最優遇金利連動型)	あましん「おこのみプラン」 (固定金利選択権付住宅ローン)
ご利用いただける方	次の条件をいずれも満たされる方 ・お借り入れ時の年齢が満20歳以上満65歳未満の方で、最終ご返済時の年齢が満80歳未満の方 (3大疾病保障特約付団体信用生命保険の場合は、満20歳以上満51歳未満で、ご完済時満75歳未満の方) ・勤続年数、または営業年数が原則3年以上で安定した収入のある方 ・お借り換え資金の場合、現在の住宅ローンを3年以上返済し、3年以内に1度も延滞歴のない方 ・当金庫が指定する団体信用生命保険(または3大疾病保障特約付団体信用生命保険)にご加入できる方 ※保険料は当金庫が負担いたします ・当金庫が指定する保証会社(尼信保証株式会社)の保証が受けられる方 ・当金庫の会員資格を有する方(当金庫の営業地域内にお住まいの方またはお勤めの方)	
お使いみち	次の①～③のいずれかの資金 ①ご本人がお住まいになる住宅の購入資金 ②ご本人がお住まいになる住宅の新築および増改築資金 ③ご本人がお住まいになっている住宅のお借り換え資金 (当金庫住宅ローンからのお借り換えにはご利用いただけません。) ※上記①～③にかかる保証料、保証会社宛事務取扱手数料、長期火災保険の一括払込保険料、登記費用等の保証会社が認めた諸費用の上乗せが可能です。 ※上記③の場合はお借り換え時におこなう増改築費用の上乗せが可能です。	
ご融資金額	・100万円以上5,000万円以内(10万円単位) ただし、ローン比率と返済負担比率による融資金額の上限がございます。 お借り換え資金については担保評価額に最高1,000万円の上乗せが可能です。	
ご融資期間	1年以上35年以内(1ヵ月単位) ※中古物件の場合等は一部制限があります。 ※お借り換え資金については、ご融資期間が制限されることがあります。	
ご融資金利	当金庫住宅ローン最優遇金利	固定金利選択権付住宅ローン (おこのみプラン2年・3年・5年)の中からお選びいただけます。
	・当初ご融資金利はお申込時点の金利ではなく、ご融資時点の金利が適用となります。 ・「住宅ローン最優遇金利」および「固定金利選択権付住宅ローン(おこのみプラン2年・3年・5年)」の金利につきましては「窓口」までお問い合わせください。	
金利優遇及び 金利優遇の中止条件	<金利優遇> ・当金庫所定の基準により、ご融資の全期間について最大年1.0%の金利優遇が可能です。 ・適用優遇利率幅の算出につきましては「マイホームローン家物語専用優遇利率基準表」で確認願います。 <金利優遇の適用期間> 優遇利率幅の当初適用期間(5年)を設定し、期間中は取引状況にかかわらず(ただし、以下のA・Bの場合は除きます)金利優遇を行います。ご融資実行日から5年後の応答日以降に到来する最初の4月1日、10月1日(以下、「基準日」という)に取引状況C(以下の①・②のどちらかに該当するか)を確認し、新たな優遇利率幅は基準日以降最初の6月または12月の約定返済日まで適用します。以後、「基準日」(6ヵ月毎)に定期的に見直しを行い、見直しは最終期限まで繰り返されます。 ※一度金利優遇が中止になると以後は金利優遇は適用されません。	
	優遇利率幅の当初適用期間(おこのみプラン2年・3年・5年の各特約期間)を設定し、期間中は取引状況にかかわらず(ただし、以下のA・Bの場合は除きます)金利優遇を行います。当初固定金利特約期間終了後の翌日以降に到来する最初の基準日に取引状況C(以下の①・②のどちらかに該当するか)を確認し、新たな優遇利率幅は基準日以降最初の6月または12月の約定返済日まで適用します。以後、「基準日」(6ヵ月毎)に定期的に見直しを行い、見直しは最終期限まで繰り返されます。 ※一度金利優遇が中止になると以後は金利優遇は適用されません。	
	<金利優遇の中止条件> 以下のいずれかに該当すれば金利優遇を中止いたします。 A. 毎年2月、8月の時点で延滞している場合 B. 最終期限の延長をとまなう条件変更を行った場合 C. 基準日に次の①、②のどちらにも該当しない場合 ①見直し時の直前の月末からさかのぼって2ヵ月間の本人給与振込実績(1回あたり10万円以上) ②見直し時の直前の月末から3ヵ月間の本人の要払性預金平均残高が20万円以上	

	変動金利型住宅ローン (あましん住宅ローン最優遇金利連動型)	あましん「おこのみプラン」 (固定金利選択権付住宅ローン)																																
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 毎月元利均等分割返済 ※ご融資金額の50%以内で半年毎の増額（ボーナス）返済の併用が可能です 																																	
ご融資後の融資金利見直しルール	<ul style="list-style-type: none"> 変動金利型は当金庫住宅ローン最優遇金利（以下、「基準金利」）を基準として変動します。 ご融資期間中の金利の見直しは年2回行ないます。 毎年4月1日および10月1日を基準日として見直し、基準日における基準金利とその直前の金利変更基準日における基準金利とを比較し、基準金利が変更となった場合に、その変更幅と同じだけ引き下げまたは引き上げします。 見直し後のご融資金利適用開始日 基準日以降最初に到来する6月又は12月の約定返済日の翌日から変更いたします。半年毎のご返済がある場合も同様とします。 お客さまのお申し出により「固定金利選択権型」に変更できます。この場合、条件変更手数料として5,000円（手数料には別途消費税が必要となります・平成29年7月3日現在）を申し受けます。 	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利選択権型の特約期間は「2年」「3年」又は「5年」間です。 固定金利選択権型の特約期間中は変動金利へ変更できません。 固定金利選択権型の特約期間の終了時に、再び固定金利にするか変動金利にするかをお客様に選択していただきます。 固定金利の再特約手続きを行う場合は、窓口にお越しください。再特約手続きが行われなかった場合は、自動的に変動金利に変更いたします。 																																
ご返済額の見直しルール	<ul style="list-style-type: none"> 年2回、金利が変更されてもご返済額の中の元本分とお利息分の割合を調整することで毎回のご返済額は5年間変更いたしません。 5年ごとのご返済額の変更は、変更前のご返済額の1.25倍を上限とします。 金利の上昇局面においては、毎月のご返済額よりもお利息のほうが上回る場合がございます。 なお、ご返済額が減少した場合は、下限を定めず減額いたします。 ※5年間とは、ご融資実行日以降10月1日を5回経過した年の12月の約定返済日までです。 ※最終期限に融資金の一部および未払利息が残る場合には、最終期限に一括してお支払いいただきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利選択権型の特約期間を再設定される場合、または変動金利型を選択される場合、毎月のご返済額を見直しさせていただきます。固定金利選択権型の特約期間中の毎月のご返済額は変わりません。 																																
保証会社	<ul style="list-style-type: none"> 保証会社は尼信保証株式会社をご利用いただきます。 																																	
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> 尼信保証株式会社の保証を受けていただきますので、保証人は原則不要です。 																																	
保証料	<p>申込案件により①～③のいずれかとなります。</p> <p>①住宅購入および新築、増改築の場合 年0.16%</p> <p>②お借り換えでご融資金額が保証会社の評価による担保評価額の範囲内の場合 年0.16%</p> <p>③お借り換えでご融資金額が保証会社の評価による担保評価額を超える場合 年0.24%</p> <p>ご融資期間に対する保証料（ご融資金額100万円に対する保証料の目安） 年0.16%</p> <table border="1"> <tr> <td>ご融資期間</td> <td>5年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> <td>20年</td> <td>25年</td> <td>30年</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>4,580</td> <td>8,544</td> <td>11,982</td> <td>14,834</td> <td>17,254</td> <td>19,137</td> <td>20,618</td> </tr> </table> <p>ご融資期間に対する保証料（ご融資金額100万円に対する保証料の目安） 年0.24%</p> <table border="1"> <tr> <td>ご融資期間</td> <td>5年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> <td>20年</td> <td>25年</td> <td>30年</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>6,870</td> <td>12,816</td> <td>17,973</td> <td>22,251</td> <td>25,881</td> <td>28,705</td> <td>30,927</td> </tr> </table>		ご融資期間	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	保証料(円)	4,580	8,544	11,982	14,834	17,254	19,137	20,618	ご融資期間	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	保証料(円)	6,870	12,816	17,973	22,251	25,881	28,705	30,927
ご融資期間	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年																											
保証料(円)	4,580	8,544	11,982	14,834	17,254	19,137	20,618																											
ご融資期間	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年																											
保証料(円)	6,870	12,816	17,973	22,251	25,881	28,705	30,927																											
担保及びご融資対象物件	<ul style="list-style-type: none"> ご融資対象物件に、尼信保証株式会社を抵当権者とする第一順位の抵当権を設定させていただきます。ご融資対象物件には火災保険を付保していただきます。なお保証会社が必要と認めた場合には火災保険契約に質権設定をさせていただくことがあります。 ご融資対象物件（所在地など）によっては本ローンの取扱いができない場合もございます。 																																	

	変動金利型住宅ローン (あましん住宅ローン最優遇金利連動型)	あましん「おこのみプラン」 (固定金利選択権付住宅ローン)	
手数料	当金庫手数料 (手数料には別途消費税が必要となります)		
	一部繰上げ返済	変動金利型住宅ローンの選択期間中	3,000 円
		固定金利選択権付住宅ローンの 特約期間中	20,000 円
	全額繰上げ返済	変動金利型住宅ローンの選択期間中	20,000 円
		固定金利選択権付住宅ローンの 特約期間中	30,000 円
	借入条件変更	上記一部繰上げ、全額繰上げ以外の 借入条件変更	5,000 円
	保証会社手数料 (手数料には別途消費税が必要となります)		
	事務取扱手数料	ご融資金額 100 万円以上、3,000 万円以内	30,000 円
		ご融資金額 3,000 万円超、5,000 万円以内	50,000 円
	一部繰上げ返済		5,000 円
全額繰上げ返済		20,000 円	
条件変更	毎月返済額、期日の変更	5,000 円	
	債務者変更	20,000 円	
<p>※一部繰上げ返済、全額繰上げ返済、条件変更の手続き時には当金庫手数料と保証会社手数料が必要です。(手数料には別途消費税が必要となります)</p> <p>(例) 変動金利型住宅ローン選択期間中の一部繰上げ返済手数料 3,000 円 (当金庫手数料) + 5,000 円 (保証会社手数料) = 8,000 円</p> <p>固定金利選択権付住宅ローン特約期間中の一部繰上げ返済手数料 20,000 円 (当金庫手数料) + 5,000 円 (保証会社手数料) = 25,000 円</p> <p>※上記手数料には登記手数料、印紙代、その他法令等に基づくもの及び担保物件に係る火災保険料等は含んでおりません。</p>			
ご用意いただくもの	<p>①所得証明資料…源泉徴収票等</p> <p>②本人確認書類…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、顔写真付住民基本台帳カード、健康保険証 (※)、パスポート、個人番号カードなど ・日本国籍以外の方は在留カードもしくは特別永住証明書 <p>※健康保険証以外に別途住民票等が必要となります。</p> <p>③印鑑証明書</p> <p>④勤続年数証明資料…健康保険証</p> <p>⑤資金使途証明資料…お使いみちの確認できるもの (建築設計図、建築確認書、売買契約書等)</p> <p>⑥住民票</p> <p>⑦印鑑 (ご実印・お届出印)</p> <p>※その他、別途に書類をお願いすることがあります。</p>		
苦情処理措置	融資商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室 (9 時～17 時、電話：06-6412-5576) にお申し出ください。		
紛争解決措置	兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんさん相談所 (9 時～17 時、電話：03-3517-5825) にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。		

その他	<ul style="list-style-type: none">• お取引内容によっては当金庫出資金をお申しいただき、当金庫の会員となつていただく必要があります。• 店頭でご返済額の試算をさせていただきますのでご相談ください。• お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承のうえお申込ください。• 詳細については「窓口」までお問い合わせください。
-----	---

(平成 29 年 7 月 3 日現在)